

平成 30 年北海道胆振東部地震 における災害貸付

日本政策金融公庫 国民生活事業では、平成 30 年北海道胆振東部地震により被害を受けた中小企業・小規模事業者のみなさまを対象とした災害貸付を、さらに拡充します（10 月 15 日の適用を予定）。

POINT 1

対象者に、「北海道内に事業所を有し、当該事業所が平成 30 年北海道胆振東部地震に伴う停電により、在庫品又は生産・営業設備に直接の被害を受けられた方」を追加します

POINT 2

利率低減措置の対象地域を、「勇払郡厚真町、安平町及びむかわ町」から「北海道内全域」に拡充します

POINT 3

据置期間を「5年以内」に拡充します

平成 30 年北海道胆振東部地震における災害貸付 概要

	拡充後【10月15日の適用を予定】	拡充前
ご利用いただける方	平成 30 年北海道胆振東部地震による災害により被害を受けた事業者の方で、次のいずれかに該当する方 1 災害により直接被害を受けた方（ <u>北海道内に事業所を有し、当該事業所が平成 30 年北海道胆振東部地震に伴う停電により、在庫品又は生産・営業設備に直接の被害を受けられた方を含みます。</u> ） 2 前 1 以外の方で、直接被害を受けた事業者との取引に起因する売上の減少、売掛金債権の固定化等の間接的な被害を受けたと認められた方	平成 30 年北海道胆振東部地震による災害により被害を受けた事業者の方で、次のいずれかに該当する方 1 災害により直接被害を受けた方 2 前 1 以外の方で、直接被害を受けた事業者との取引に起因する売上の減少、売掛金債権の固定化等の間接的な被害を受けたと認められた方
資金のお使いみち	被災によって生じた損害を復旧するために必要な運転資金および設備資金	被災によって生じた損害を復旧するために必要な運転資金および設備資金
ご融資限度額	各融資制度のご融資限度額に 1 災害につき 3,000 万円を加えた額	各融資制度のご融資限度額に 1 災害につき 3,000 万円を加えた額
ご返済期間※	普通貸付：10 年以内 [うち据置期間 5 年以内] 特別貸付：各融資制度に定められたご返済期間内[うち据置期間 5 年以内]	普通貸付：10 年以内 [うち据置期間 2 年以内] 特別貸付：各融資制度に定められたご返済期間内[うち据置期間は 各融資制度に定められた期間内]
利率(年)	各融資制度に定められた利率 ただし、次の方には、1,000 万円まで、当初 3 年間は「基準利率-0.9%」を適用 ・ ご利用いただける方 1 のうち、 <u>北海道内に事業所を有し、事業所又は主要な事業用資産について全壊等の被害を受けた旨の被害証明書等の発行を受けられた方</u> ・ ご利用いただける方 1 のうち、 <u>北海道内に事業所を有し、当該事業所が平成 30 年北海道胆振東部地震に伴う停電により、在庫品又は生産・営業設備に直接の被害を受けられた方（在庫品又は生産・営業設備の復旧のための資金に限ります。）</u>	各融資制度に定められた利率 ただし、次の方には、1,000 万円まで、当初 3 年間は「基準利率-0.9%」を適用 ・ ご利用いただける方 1 のうち、 勇払郡厚真町、安平町及びむかわ町 に事業所を有し、事業所又は主要な事業用資産について全壊等の被害を受けた旨の被害証明書等の発行を受けられた方
担保・保証人	お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます。	

※ 生活衛生貸付のお取扱いも可能です。詳しくは支店の窓口までお問い合わせください。

※ 審査の結果、お客さまのご希望に沿えないことがあります。

くわしくは、当社ホームページ <https://www.jfc.go.jp/> をご覧いただくか、支店の窓口までお問い合わせください。



日本政策金融公庫
国民生活事業

事業資金相談ダイヤル

(行こうよ! 公庫)

0120-154-505

※電話番号のお掛け間違いにご注意ください。